

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新					旧						
別表 株式等振替制度に係る手数料表					別表 株式等振替制度に係る手数料表						
1. 機構加入者に対する手数料					1. 機構加入者に対する手数料						
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率			
(略)					(略)						
口座管理手数料					口座管理手数料						
	(略)					(略)					
	口座残高比例部分	(略)	振替投資信託受益権	口座残高を有する機構加入者		月平均口座残高について ①～⑧ (略) ⑨ 300 万口超 <u>500 万口以下の部分</u> ⑩ <u>500 万口超の部分</u>	1 口につき月額	振替投資信託受益権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ①～⑧ (略) ⑨ 300 万口超の <u>部分</u> (新設)	1 口につき月額  0.02 円  (新設)
				(略)		(略)	(略)			(略)	
		振替受益権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ①～⑧ (略) ⑨ 300 万口超 <u>500 万口以下の部分</u> ⑩ <u>500 万口超の部分</u>	1 口につき月額			振替受益権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ①～⑧ (略) ⑨ 300 万口超の <u>部分</u> (新設)	1 口につき月額  0.02 円  (新設)

(略)					(略)				
加入者 口座数 比例部 分	共通	加入者の口 座を開設す る機構加入 者	月平均加入者口座 数（当該月の機構 加入者であった各 営業日における当 該機構加入者が開 設する加入者の口 座の数の合計額を 利用営業日数で除 した数をいう。） について	1 口座につ き 月額	加入者 口座数 比例部 分	共通	加入者の口 座を開設す る機構加入 者	月平均加入者口座 数（当該月の機構 加入者であった各 営業日における当 該機構加入者が開 設する加入者の口 座の数の合計額を 利用営業日数で除 した数をいう。） について	1 口座につ き 月額
			① 10 万口座以下 の部分	<u>3.6 円</u>				① 10 万口座以下 の部分	<u>4 円</u>
			② 10 万口座超 100 万口座以下の 部分	<u>2.7 円</u>				② 10 万口座超 100 万口座以下の 部分	<u>3 円</u>
			③ 100 万口座超 <u>500 万口座以下</u> の部分	<u>1.8 円</u>				③ 100 万口座超 の部分	<u>2 円</u>
			④ <u>500 万口座超</u> の部分	<u>0.9 円</u>				(新設)	(新設)
(略)					(略)				
(注) 1. ～16. (略)					(注) 1. ～16. (略)				
2. ・ 3. (略)					2. ・ 3. (略)				

## 2 附 則

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

以 上